

令和8年度島原道路(有明瑞穂バイパス)建設工事に伴う  
埋蔵文化財発掘調査業務委託(下雨粒木遺跡)仕様書

- 1 業務名 令和8年度島原道路(有明瑞穂バイパス)工事に伴う埋蔵文化財発掘調査業務委託(下雨粒木遺跡)
- 2 場所 長崎県島原市有明町大三東戊 2558 ほか
- 3 業務内容 埋蔵文化財発掘調査業務
- 4 数量等 別紙資料1~4のとおり
- 5 委託期間 契約締結日から令和9年3月10日まで
- 6 事業概要 令和8年度島原道路(有明瑞穂バイパス)建設工事に伴う埋蔵文化財発掘調査業務を委託する。

令和8年度島原道路（有明瑞穂バイパス）建設工事に伴う  
埋蔵文化財発掘調査業務委託（下雨粒木遺跡）特記仕様書

## 第1章 総則

第1条 本特記仕様書は、令和8年度島原道路（有明瑞穂バイパス）建設工事に伴う埋蔵文化財発掘調査業務委託（下雨粒木遺跡）に適用する。

第2条 この特記仕様書では、委託者を「甲」、受託者を「乙」と表記する。

## 第2章 発掘調査

第3条 本発掘調査業務委託の内容については、以下のとおりとする。

### 1 発掘調査業務の内容

- (1) 発掘調査業務
- (2) 遺構実測業務
- (3) 空中写真撮影業務
- (4) 排土運搬業務
- (5) 調査機材等配置業務
- (6) 用地整地業務
- (7) 駐車場等出入口整備業務
- (8) 仮設・営繕業務
- (9) その他関連業務

### 2 発掘調査業務委託期間

契約締結日から令和9年3月10日まで。

### 3 実施期間

#### (1) 発掘調査業務

委託期間内に発掘調査の全工程を終了すること。

#### (2) 遺構実測業務

委託期間内に甲の指示のもと、随時実測業務を行うこと。

#### (3) 空中写真撮影業務

委託期間内に甲と協議の上、撮影日を決定して業務を実施すること。

#### (4) 排土運搬業務

発掘調査作業期間中、指示の場所へ運搬すること。

#### (5) 調査機材等配置業務

発掘作業実働開始日までに配置を完了し、発掘調査作業期間中使用すること。

#### (6) 用地整地業務

契約日から発掘作業実働開始日までに整地を完了し、発掘調査作業期間中使用すること。

#### (7) 駐車場等出入口整備業務

契約日から発掘作業実働開始日までに整備を完了すること。

なお、業務内で発生した産業廃棄物は委託期間内に適切に処理すること。

(8) 仮設・営繕業務

現場棟・仮設トイレ・インターネット設備・電気設備・水道設備・什器備品については、契約日から表土掘削開始日までに設置を完了し、ノッチタンクについては、発掘作業実働開始日までに配置を完了し、発掘調査作業期間中使用すること。

(9) その他関連業務については、甲と協議して委託期間内で実施すること。

4 実施対象範囲 下雨粒木遺跡(資料3参照)

5 数量等の変更

本業務の数量は資料2のとおりであるが、数量及び業務内容に変更が生じた場合、乙は遅滞無く書面で甲に報告し、協議するものとする。

### 第3章 発掘調査の実施条件

第4条 本発掘調査業務委託の実施条件は以下のとおりである。乙は、業務の実施にあたりこれを遵守すること。

なお、明示した実施条件に変更が生じた場合は、契約変更の対象とすることができる。また、実施条件が当初の段階で想定できず、調査実施期間中に発生した場合についても、甲乙の協議のうえ、契約変更の対象とすることができる。

1 工程について

- ・関係機関との協議はすべて完了している。
- ・他官庁との協議の結果、特定された条件は特に付されていない。

2 発掘調査業務委託に係る受託調査員等の資格について

本業務委託の実施にあたって乙の受託調査員等の資格を次のように定めるものとする。

(1) 受託調査員等は、現場代理人・調査員とする。

(2) 現場代理人の資格

ア 現場代理人は、現場に常駐して全体の作業を把握し、甲の指示に従って安全管理、衛生管理、危険防止、災害防止、機械掘削等の指揮監督を行い、発掘調査を円滑かつ適切に遂行できる者とする。

イ 現場代理人の資格は、1級又は2級の土木施工管理技士(建築業法(昭和24年法第100号)第26条の第1項に規定する技術者をいう)の資格を有する者とする。

ウ 現場代理人は、乙の自社社員とする。

(3) 調査員の資格

ア 調査員は、現場に常駐し、考古学的な発掘調査作業を担当する者とする。

イ 調査員の資格は、大学若しくは大学院で考古学その他これに類する学科目を専門に修める課程を修了した者、又は、埋蔵文化財発掘調査の経験がある者(作業員としての経験を除く)とし、少なくとも下記の業務ができる技量を有する者とする。

・水準儀(レベル)による標高移動及び土層断面実測のための水系レベルの設定

・トータルステーションによる座標観測及び座標グリッドの設定

・座標グリッドによる遺構平面図の実測

・遺構詳細図(平面・断面・立面各種)の実測

・土層断面図の実測

ウ 調査員には以下の各項目の経歴を有するものを1名以上配置することとする。(すべての経

歴を同じ者が有する場合も含む)

- ・発掘作業及び整理等作業経験を有する
- ・旧石器時代の調査経験を有する

エ 調査員は、乙の自社社員とする。

### 3 発掘調査関係の基本事項について

#### (1) 業務実施計画書の提出

乙は、業務の実施に先立って、甲の発掘調査計画及び発掘調査作業工程表に基づいた業務実施計画書を甲に提出し、承認を得ること。また業務実施計画書には以下の内容を必ず含めること。

##### ア 計画工程表

各種業務の実施予定時期を記載すること。

##### イ 施工管理計画

工程を管理するための方法等を記載すること。

##### ウ 現場組織表

現場代理人、調査員、衛生管理者等を記載すること。

##### エ 使用機械

資料2の機械経費にあたる各種機械の説明を記載すること。

##### オ 施工方法

準備工、掘削作業、撤収工など各種業務の方法、1日の流れなどを記載すること。

##### カ 安全管理

調査区やヤード、その周辺の災害防止対策や、発掘作業における安全教育の方法などを記載すること。

##### キ 緊急時連絡体制

緊急事態が発生した場合の連絡網を記載すること。

#### (2) 業務数量日報・業務数量月報の提出

ア 乙は、日々の業務実績(数量、業務内容等)を記した日報を甲に提出すること。

イ 乙は、月ごとの業務実績(数量、面積、土量等)を記した月報を、翌月初めに甲に提出すること。

ウ 甲、乙は定期的に工程管理のため協議するものとする。

#### (3) 受託調査員等の選任通知書の提出

乙は、業務の実施に先立って受託調査員等選任通知書を甲に提出し、承認を得ること。なお、選任通知書には以下の書類を添付すること。

- ・受託調査員等の資格を有することを証する書類
- ・自社社員であることを証する書類

#### (4) 受託調査員等の交代

ア 乙は、受託調査員等を甲の指示がない限り原則として交代させてはならない。やむを得ずその必要が生じた場合は、速やかに受託調査員等交代通知書を甲に提出し、承認を得ること。

イ 乙が選任した受託調査員について、甲が適正でないと判断した場合は、甲、乙協議のうえ、甲は乙に対し、受託調査員等の交代を指示することができる。この場合、乙は速やかに後任者を選任のうえ、受託調査員等交代通知書を甲に提出し、承認を得ること。

#### (5) 衛生管理者(安全衛生推進者)選任通知書の提出

乙は、業務の実施に先立って、労働安全衛生法第12条又は第12条の2に規定する衛生管理

者又は安全衛生推進者を定め、衛生管理者（安全衛生推進者）選任通知書を甲に提出すること。

(6) 衛生管理者（安全衛生推進者）の交代

乙は、衛生管理者又は安全衛生推進者を変更するときは、あらかじめ衛生管理者（安全衛生管理者）交代通知書を甲に提出すること。

(7) 発掘作業員

発掘作業員の員数については、資料2のとおりとする。

業務施工中、甲又は乙の都合により、員数の増減の必要が生じた場合には、速やかに甲、乙協議するものとする。

また、乙は発掘作業員の労務管理として、月ごとの出勤簿を作成し、出勤簿の写しを月報と併せて翌月初めに甲に提出すること。

(8) 発掘作業員の賃金日額

乙は、発掘作業員の賃金日額の設定にあたり、甲が実施している他の発掘調査の実情を勘案するように努めなければならない。

(9) 発掘調査用具

発掘調査用具は、乙が準備するものとする。

4 発掘調査関係作業について

(1) 作業指示の遵守

ア 遺物包含層や遺構の掘削作業及び掘削によって出土する遺物の取り扱いと収納管理は、発掘調査の最も重要な作業であり、乙及びその雇用する発掘作業員は、甲の指示を十分に理解し、これを行うものとする。

イ 乙は、出土した遺物について、取り上げの終わったものは甲の指定した場所に運び入れるものとする。

(2) 発掘作業員の交代

発掘作業は、ある程度経験を要する作業であるため、乙は、発掘作業員を交代する必要がある場合は、極力少人数の交代にとどめるよう努めるものとする。

(3) 作業日時

ア 作業時間

作業時間は、原則として9時00分から17時00分とする。ただし、猛暑日等で安全に作業を行うことが困難な場合は、甲乙協議の上、作業時間を変更することができる。

イ 時間外の現場作業

時間外の現場作業は、原則として行わないものとする。ただし、やむを得ず作業を実施する場合は、甲の指示を遵守して実施するものとする。

ウ 土曜日、日曜日、祝祭日等の現場作業

土曜日、日曜日、祝祭日は、原則として休日とする。ただし、やむを得ず現場作業を実施する場合は、甲と協議し、その承諾を得るものとする。

エ 雨天時等の現場作業

雨天時等、天候の都合により現場作業を休業する場合は、事前に乙で検討し、甲の承諾の上、発掘作業員等に連絡するものとする。

(4) 発掘調査用地

ア 発掘調査に係る用地については、甲の指示によるものとする。

イ 乙は、発掘調査及び関連作業により調査地に隣接する私有地に影響が及ばないよう、万全

の注意を払うものとする。

#### (5) 掘削作業等

ア 乙は、埋蔵文化財の発掘調査という特殊性・重要性等を十分に理解し、発掘作業員に周知徹底を図るとともに、掘削に際しては、万全の注意を払って行うものとする。

イ 乙は、人力あるいは重機等によって排土及び石材の運搬等を行う場合、未調査部分に埋蔵される文化財が損傷しないよう十分配慮して作業を実施するものとする。

ウ 乙は、包含層の掘削後は、鍬等で土質の相違が明らかになるように努め、遺構の検出を行うものとする。

エ 乙は、甲が土層の観察を支障なく行えるよう、甲の指示に応じて調査区壁面の清掃作業を行わなければならない。その際に用いる用具はねじり鎌等の刃物であり、また壁面が十分観察できるよう必要に応じて散水等を行う。

オ 乙は、遺構の検出及び掘削にあたっては、適切な道具（移植コテ等）で慎重に行うものとする。

また、出土する遺物の取り扱い、遺構ごとに取り上げて収納するものとし、甲が指示を行う。

カ 乙は、甲が指示した場合は、出土遺物の洗浄・整理及び微小遺物等の収集のために土のフルイ掛けや水洗等を行うものとする。

#### (6) 排土運搬

乙は、排土の運搬については甲の指示のもとに行うものとする。

#### (7) 用地整地業務等

現場棟の用地整地業務については、甲の指示のもとに行うものとする。

#### (8) 現場棟の設置

乙は、発掘作業員・調査員等・発掘調査用用具庫として下記の仕様に基つき、現場棟を設置する。

・8坪タイプ4連2階建てを1棟設置する。

・発掘作業員用現場棟・調査員用現場棟は庇、ブラインド、網戸付き窓、エアコンが付属したものとする。発掘調査用用具庫は庇、ブラインドが付属したものとする。

・発掘作業員用には出入り口を2箇所、調査員等用には出入り口を1箇所設け、それぞれに靴脱ぎ場を設ける。

・作業員用には4畳敷きの休憩場所を設ける。

・耐風養生をする。

#### (9) 電力設備

ア 現場棟付近に1箇所の電柱を建柱し、電力を引き込むための配電盤や分電盤等の設置を行う。

イ 設置するにあたり、現場作業や地域住民の往来等に支障がないよう十分に配慮する。

#### (10) 水道設備

ア 調査区周辺の水道管から現場棟設置場所への引き込みを行う。

イ 敷設するにあたり、現場作業や地域住民等の往来等に支障がないよう十分に配慮する。

#### (11) 駐車場等出入口整備業務

調査区内での排土搬出経路上及び駐車場予定箇所の出入口にあたる長さ5m×高さ0.9m程度のコンクリート擁壁2か所を撤去し、また、排土運搬車・自動車の乗り入れや人流の動線、水路等に支障がないよう、排土搬出経路、駐車場出入口を整備すること。

また、作業によって生じた産業廃棄物を処理すること。なお、最終的な報告としてマニフェストD票の写しを甲に提出すること。

#### (12)記録作業

- ア 乙は、発掘調査によって検出された遺構の配置図、平面図、詳細図、遺物分布図及び土層断面図を指示された縮尺で作成するものとする。
- イ 乙は、発掘調査によって検出された遺構の検出位置や層位、法量、出土遺物等を項目別に記した遺構カードを作成するものとする(様式は別途指示)。
- ウ 乙は、空中写真撮影を甲の指示に従って行うものとする。
- エ 乙は、甲が実施する記録撮影にあたっては清掃等の作業を行うものとする。
- オ 当該調査の成果は、甲に帰属するものであり、乙が利用する場合はあらかじめ甲の許可を得なくてはならない。

#### (13)基準点測量

以下の仕様を満たす基準点測量を実施すること。

- ・4級基準点を調査区周辺で2点設置する。
- ・3級水準点を調査区周辺で1点設置する。

#### (14)実測作業

実測作業は、原則として乙が行うこと。実測図作成後は甲の現場担当者と共に遺構との確認を行うこと。また、以下の図面を正確に記録し、実測作業終了時点で、随時甲の点検を受けること。誤りや不明箇所は、甲の指示に従い乙の責任において速やかに修正すること。

なお、遺構の実測を行うにあたり、遺構の損傷や事故等のないよう十分な配慮をすること。

##### ア 遺構及び遺物分布図(縮尺は別途指示)

各遺構には、遺構略号と遺構番号を付すこと。必要に応じて検出面ごとに分けて作成すること。なお、新たな遺構が確認された場合は随時更新して甲に提出すること。また、必要に応じて遺物の出土位置の座標観測を行い、ドットマップを作成すること。

##### イ 遺構詳細図(縮尺は別途指示)

調査区のどの範囲の遺構平面図又は遺構断面図なのか直ちに判別できるように、調査区全体図を添付し、該当範囲を明示するか、各実測図中に調査区全体図を掲載し、該当範囲を明示すること。また、個別遺構の断面実測のポイント(基準点)を記入すること。

##### ウ 土層断面図(縮尺は別途指示)

調査区のどの部分の土層なのか直ちに判別できるように、調査区全体図を添付し、該当部分を明示するか、各土層図中に全体図を掲載し、該当部分を明示すること。

##### エ 等高線図(縮尺及び等高線図は別途指示)

遺構検出面と完掘状況の等高線図は必ず作成すること。また、特に指示する土層の上面においては、遺構の有無に関わらずその面ごとに作成すること。

#### (15)発掘調査用具の管理

乙は発掘調査用具を適切に管理すること。また用具を清潔に保つため、汚れた用具については洗浄し、必要に応じて研磨すること。

#### (16)遺構の保護・清掃

- ア 遺構、遺物等で必要と認められる場合や甲が特に指示した場合、乙はそれらの遺構、遺物等が損なわれないよう、土のう、シート等を掛けるなどして、その保護に努めるものとする。
- イ 乙は、湧水、溜水等のある場合は、排水を完全に行った後に、掘削作業を実施するものとする。
- ウ 乙は、業務の全部又は一部が完了した場合は、発掘調査作業地を清掃し、残材、廃棄物、木屑等を除去するものとする。

(17)遺跡周辺への配慮

ア 乙は、業務中の施工に際し、近接する水路、路肩、電柱等の物件に対し損傷を与えないように十分注意し、万全の対策を講じるものとする。

イ 乙は、排水作業に関して、第三者から苦情の出ないよう適切な方法で処理するものとする。苦情等が発生した場合には速やかに対処すること。

ウ 乙は、業務中の施工に際し、関係市町や地域住民及び他の受託者との間において常に相互協力して円滑に業務を実施するものとする。

(18)見学者の立ち入り

文化財保護の精神を普及啓発する観点から、甲は、見学者の立ち入りを許可する場合がある。この場合、乙はこれに協力するものとする。

(19)現地説明会

乙は、甲が実施する発掘調査現地説明会の開催に協力するものとし、発掘した遺構等を良好な状態で公開するため、必要に応じて排水及び清掃を事前に行うとともに、見学者に対する安全確認の処置を行うものとする。

(20)産業廃棄物について

乙は、産業廃棄物については、甲の指示のもと、指定の場所に集積すること。

(21)埋め戻し

乙は、現場作業に関する全ての作業終了後に、甲の指示のもと埋め戻しを実施すること。

5 安全衛生管理

(1) 現場作業の安全確保

乙は、常に発掘調査の安全に留意して現場管理を行い、事故、災害等の防止を図らなくてはならない。万一事故、災害等が発生した場合、乙は速やかに必要な処置を講じるとともに、甲に報告しなければならない。

(2) 事故防止

ア 乙は、業務を施工するにあたり労働安全衛生法等の諸法令及び諸規則を遵守し、安全確保に努めなくてはならない。

イ 乙は、現場作業期間中、実施計画に基づき、少なくとも月に1日は安全衛生点検日を設定し、保安に関する処置、予防効果の確認、安全施工の研修等を実施し、現場作業における発掘作業員の安全意識の高揚を図らなくてはならない。また、新規雇用の発掘作業員に対しては速やかに安全衛生並びに発掘調査に関する教育を行わなくてはならない。

ウ 乙は、バックホウ等の重機を操作する場合は、作業前の点検を励行し、安全運行に努めなければならない。また、必要に応じて安全監視員を配置しなければならない。

エ 発掘作業員の勤務時間には安全確保のため交通整理員を配置しなければならない。

(3) 調査区等の安全整備

ア 乙は、調査区の整理整頓、毎日の作業終了時の後片付け等調査区の安全整備に努めなければならない。

イ 乙は、調査区等において安全対策が必要な場合は、甲と協議の上、必要な処置を講じなくてはならない。

ウ 乙は、調査現場への関係者以外の立ち入りを禁止するため、甲と協議の上、必要と認められる箇所に立入禁止の標示板・防止柵等を設置しなければならない。

エ 乙は、一般道路等を使用するときは、積載物の落下等による路面の損傷・汚損等の防止に努めなければならない。また、一般道路への出入に際しては必要に応じて交通整理員を配置しな

くてはならない。また工事標識板、バリケード等の保安施設を設置しなければならない。

オ 乙は、工事用車両等による騒音、塵埃の悪影響を少なくするように努め、第三者からの苦情があった場合は、適切な処置を講じるとともに、その旨を甲に報告しなければならない。

(4) 保安対策

乙は、交通安全、災害、公害防止及び防犯等について、必要により、所轄警察署、消防署、道路管理者、労働基準監督署等の関係各機関、地元関係者並びに甲と緊密な連絡をとり、万全を期すものとする。

(5) 公害防止

乙は、業務施工中、周辺の自然並びに生活環境へ悪影響を及ぼさないように努めるものとする。

事業損失に係わる事前調査等は考えていない。

(6) 火災防止

乙は、業務施工中の火災事故防止のため、油脂類、薪炭やその他易燃性の物品の周辺では火気の使用を禁止することとし、周辺の整理整頓を励行するものとする。

(7) 災害防止

乙は、大雨等の警報、注意報が発令された場合、またその他必要と認められる場合は、調査現場及びその周辺の災害防止に万全を期さなくてはならない。

(8) 工事用道路関係

資機材等の搬入路については、既設の道路を使用することとしており、特に道路管理者（地元住民等）等から制限は受けていないが、道路や埋設物等の損壊には充分注意すること。

(9) 熱中症への対応

乙は、甲と協議し、熱中症に対して、日よけの設置等、万全を期さなくてはならない。

(10) 新型インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症、PM2.5等への対応

乙は、甲と協議し、新型インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症等に対して、発症並びに罹病者拡大防止のため、罹病者の出勤を停止する等、万全を期さなくてはならない。PM2.5については、状況に応じて対応を協議するものとする。

## 6 成果品

### (1) 提出書類

発掘調査業務終了後、委託期間内に成果品として下記の書類等を提出すること。

	品名	部数
①	業務数量日報	1式
②	業務数量月報	1式
③	業務管理写真	1式
④	遺構カードおよびデータ	1式
⑤	空中写真画像データ	1式
⑥	座標観測簿およびデータ	1式
	※調査区及び遺構等図面作成の際に用いた測点座標の一覧	1式
⑦	遺構および遺物分布図(縮尺は別途指示)	1式
⑧	遺構詳細図(縮尺は別途指示)	1式
⑨	土層断面図(縮尺は別途指示)	1式
⑩	デジタルトレースデータ	1式
	※ai ファイル及びイラストレーター編集機能を残した PDF ファイルを基本とする (レイヤー構造等は別途指示)	
⑪	産業廃棄物処理業務のコンクリート擁壁撤去・処分にかかるマニフェストD 票の 写し	1式
⑫	その他、甲の指示によるもの	1式

## 第4章 その他

第5条 この仕様書に規定のない事項については、甲の指示に従うものとする。

令和8年度島原道路(有明瑞穂バイパス)建設工事に伴う  
埋蔵文化財発掘調査業務委託(下雨粒木遺跡)仕様書積算基礎資料

## 1 調査概要

(1)対象地面積	2,137.5 m <sup>2</sup>
(2)調査面積	1,122.4 m <sup>2</sup>
(3)全体掘削土量	2,054.0 m <sup>3</sup>

①機械掘削土量	561.0 m <sup>3</sup>	}	表土掘削土量	449.0 m <sup>3</sup>
			下層確認土量	112.0 m <sup>3</sup>

②人力掘削土量	1,493.0 m <sup>3</sup>	}	包含層掘削土量	1,255.0 m <sup>3</sup>
			遺構検出土量	230.0 m <sup>3</sup>
			遺構掘削土量	8.0 m <sup>3</sup>

## 2 機械内訳

- (1)振動ローラー搭乗式コンバイン型 2.5t程度(1日1台配置)  
・ヤード整備
- (2)振動ローラーハンドガイド型 0.5t程度(1日1台配置)  
・ヤード整備
- (3)バックホウ平積0.30m<sup>3</sup>級(1日1台配置)  
・表土等掘削  
・排土運搬(調査区→排土置場) 2,054.0 m<sup>3</sup>  
・埋め戻し運搬(調査区内) 2,054.0 m<sup>3</sup>
- (4)クローラーダンプ4t(1日1台配置)  
・排土運搬(調査区→排土置場) 2,054.0 m<sup>3</sup>  
・埋め戻し運搬(排土置場→調査区) 2,054.0 m<sup>3</sup>
- (5)水中ポンプ100V  
・調査区排水用(1日2台配置)
- (6)発電機3kVA  
・水中ポンプ用(1日2台配置)

## 3 材料内訳

- (1)鉄板(アンチスリップ鋼板)  
・足場用(1日20枚配置)
- (2)再生クラッシャーラン  
・用地整地用 172.0 m<sup>3</sup>

#### 4 関連作業内訳

- (1)現場出入口整備
- (2)空中写真撮影
  - ・遺構面撮影、遺跡遠景撮影等
- (3)基準点測量
- (4)遺構配置図実測
- (5)遺構詳細図実測
- (6)土層断面図実測
- (7)等高線図実測

#### 5 仮設・営繕内訳

- (1)ノッチタンク4m<sup>3</sup>1台
  - ・調査区排水設備(ホース等付属品含む)
- (2)インターネット設備 1箇所
  - ・現場棟用Wi-Fiルーター一式
- (3)現場棟8坪4連2階建1棟
  - ・発掘作業員棟・調査員棟・道具保管庫
- (4)仮設トイレ3連2台
- (5)水道設備
  - ・水道設備一式(1箇所)
- (6)電力設備
  - ・電力設備一式(1箇所)
- (7)什器備品一式

## 令和8年度島原道路(有明瑞穂バイパス)建設工事に伴う埋蔵文化財発掘調査業務委託(下雨粒木遺跡) 業務内訳書

種別	名称	規格	単位	員数	単価	金額	備考
調査人件費	現場代理人	1人配置(調査準備及び撤去含む)	人	154.4			
	調査員	3人配置(調査準備・表土掘削は1人配置)	人	284.0			
	発掘作業員	1日約35人勤務	人	2517.0			
	特殊作業員	振動ローラー(コンバインド式 2.5t程度)	人	4.0			
	特殊作業員	振動ローラー(ハンドガイド型0.5t程度)	人	5.0			
	特殊運転手	バックホウ平積0.40m <sup>2</sup> 級及び0.20m <sup>2</sup> ロングレンジ仕様	人	112.0			
	特殊運転手	クローラーダンプ4t	人	48.0			
	交通整理員	1人配置	人	72.0			
小計							
機械経費	バックホウ(平積0.40m <sup>2</sup> 級)	1台 往復運搬費含む	月	1			
	"	1台 運搬費なし	月	6			
	バックホウ(平積0.20m <sup>2</sup> ロングレンジ仕様)	1台 往復運搬費含む	月	1			
	"	1台 運搬費なし	月	6			
	軽トラック	1台 往復運搬費含む	月	1			
	"	1台 運搬費なし	月	6			
	クローラーダンプ4t	1台 往復運搬費含む	月	1			
	"	1台 運搬費なし	月	6			
	振動ローラー(振動式コンバインド型 2.5t程度)	1台 往復運搬費含む	月	1			
	振動ローラー(ハンドガイド型 0.5t程度)	1台 往復運搬費含む	月	1			
	高圧洗浄機(モーター式)	1台 往復運搬費含む	月	1			
	"	1台 運搬費なし	月	4			
	水中ポンプ(100V)	2台 往復運搬費含む	月	1			
	"	2台 運搬費なし	月	4			
	発電機(3kVA)	2台 往復運搬費含む	月	1			
"	2台 運搬費なし	月	4				
小計							
材料費	鉄板(アンチスリップ鋼板)	20枚 往復運搬費含む 厚22×幅1,524×長3,048mm程度	月	1			
	"	20枚 運搬費なし 厚22×幅1,524×長3,048mm程度	月	7			
	再生クラッシュヤーン	40~0mm 路盤材用	m <sup>3</sup>	172.0			
	ローリータンク(200L)	1台 往復運搬費含む	月	1			
	"	1台 運搬費なし	月	6			
小計							
関連作業費	空中写真撮影費		回	2			
	基準点測量費	4級基準点2点 3級水準点1点	回	1			
	遺構配置図実測費	遺構密度10%	m <sup>2</sup>	2244.8			
	遺構詳細図実測費	遺構密度10%	m <sup>2</sup>	112.3			
	土層断面図実測費		m <sup>2</sup>	205.5			
	等高線図実測費		m <sup>2</sup>	2244.8			
	付帯工事	コンクリート擁壁撤去(2箇所)	一式	1			
小計							
発掘調査 関連用具費	発掘調査関連用具		一式	1			
小計							
直接調査費計							
仮設・営繕 費	ノッチタンク(4m <sup>3</sup> )	往復運搬費含む	月	1			
	"	2月目以降 運搬費なし	月	4			
	インターネット設備(Wi-Fiルータ等)	設置・撤去費含む	月	1			
	"	2月目以降 設置・撤去費なし	月	7			
	現場棟(8坪4連2階建×1棟)	往復運搬費含む	月	1			
	"	2月目以降 運搬費なし	月	7			
	仮設トイレ(3連)	2台 往復運搬費含む	月	1			
	"	2台 2月目以降 運搬費なし	月	7			
	水道設備		一式	1			
	電力設備		一式	1			
什器備品費	別紙什器備品内訳参照	一式	1				
小計							
間接調査費計							
純調査費計(直接調査費+間接調査費)							
諸経費							
調査業務価格計(純調査費+諸経費)							
消費税相当額							
合計							

## 令和8年度島原道路(有明瑞穂バイパス)建設工事に伴う埋蔵文化財発掘調査業務委託(下雨粒木遺跡) 什器備品内訳

品名	規格	月数	単位	数量	単価	金額	備考
書庫	両開き W900×H1800 往復運搬費含む	1月	台	1			
〃	2月目以降 運搬費なし	7月	台	1			
スチールロッカー	4連4人用 W900×H1800 往復運搬費含む	1月	台	1			
〃	2月目以降 運搬費なし	7月	台	1			
椅子	折り畳みパイプ椅子 往復運搬費含む	1月	台	6			
〃	2月目以降 運搬費なし	7月	台	6			
事務机	W110片袖タイプ 往復運搬費含む	1月	台	1			
〃	2月目以降 運搬費なし	7月	台	1			
事務椅子	背もたれ付き 袖なし 往復運搬費含む	1月	台	1			
〃	2月目以降 運搬費なし	7月	台	1			
セールスマンデスク	W1800×D900×H700 往復運搬費含む	1月	台	4			
〃	2月目以降 運搬費なし	7月	台	4			
ホワイトボード	W1800×H900 行事予定表 往復運搬費含む	1月	台	1			
〃	2月目以降 運搬費なし	7月	台	1			
ホワイトボード	W1800×H900 キャスター付き(可動式) 往復運搬費含む	1月	台	1			
〃	2月目以降 運搬費なし	7月	台	1			
中量物品棚	W1200×D570×H1800 往復運搬費含む	1月	台	4			
〃	2月目以降 運搬費なし	7月	台	4			
ウォーターサーバー	温水・冷水の両方が使用可。ボトル交換式 水消費量約48L/月 運搬費含む	1月	台	1			
〃	2月目以降 運搬費なし	7月	台	1			
ノートパソコン	Office・Adobe CreativeCloudソフト搭載済 往復運搬費含む	1月	台	1			
〃	2月目以降 運搬費なし	7月	台	1			
カラー複合機	コピー機能 スキャナー機能 往復運搬費含む	1月	台	1			
〃	2月目以降 運搬費なし	7月	台	1			
冷蔵庫	約150L 2ドア 往復運搬費含む	1月	台	1			
〃	2月目以降 運搬費なし	7月	台	1			
計							



図1 遺跡・調査区位置図

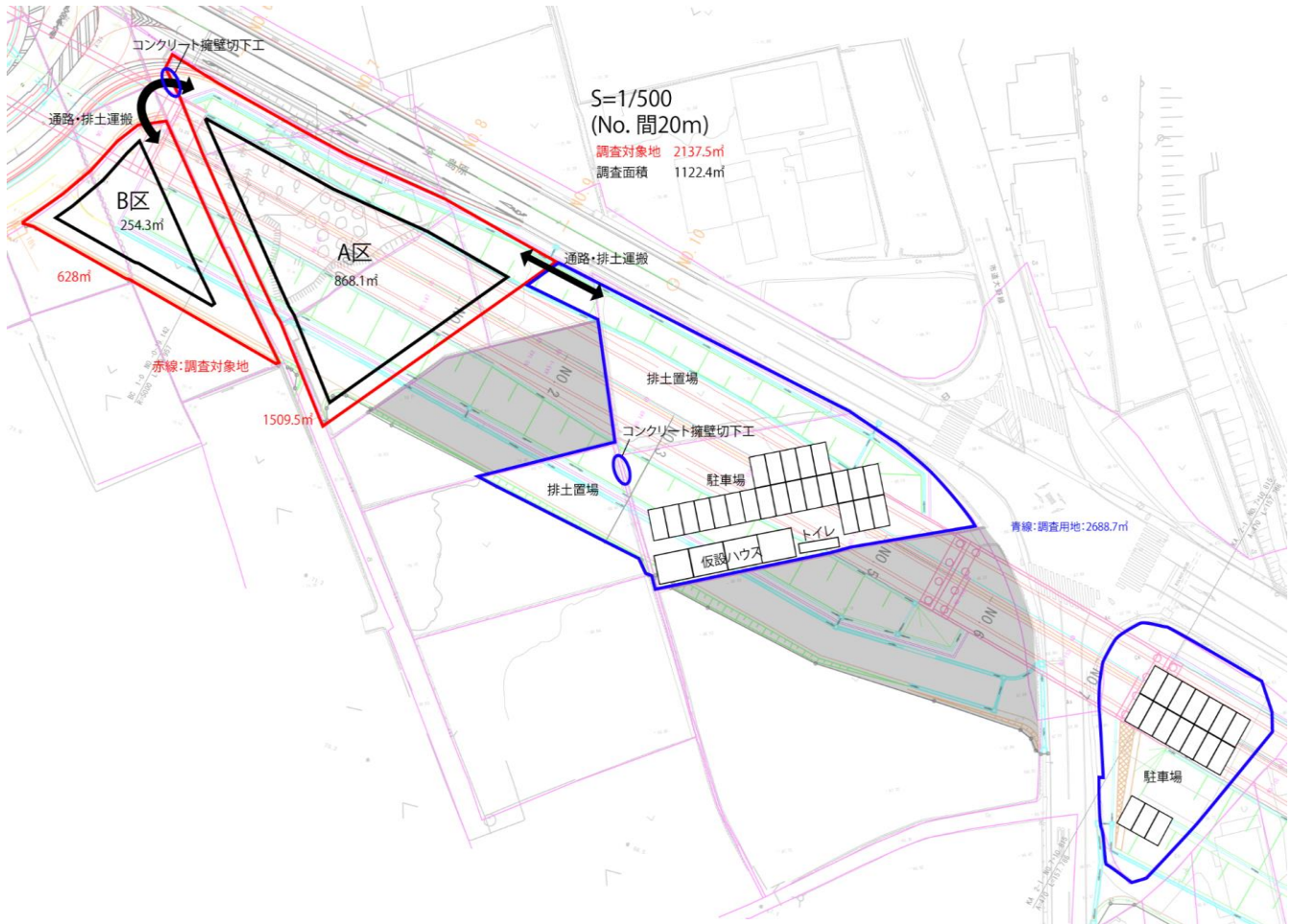


図2 調査区等配置図

- ・撤去箇所：島原市有明町大三東戊2554-2(撤去箇所1)、2560-1(撤去箇所2)
- ・撤去範囲：①幅5m、高さ0.9m、厚さ0.3m(無筋)  
②幅5m、高さ0.4m、厚さ0.3m(無筋)
- ・撤去によって生じたコンクリートガラ等の産業廃棄物は処理すること。
- ・作業時には飛散防止ネット等の安全対策を行うこと。

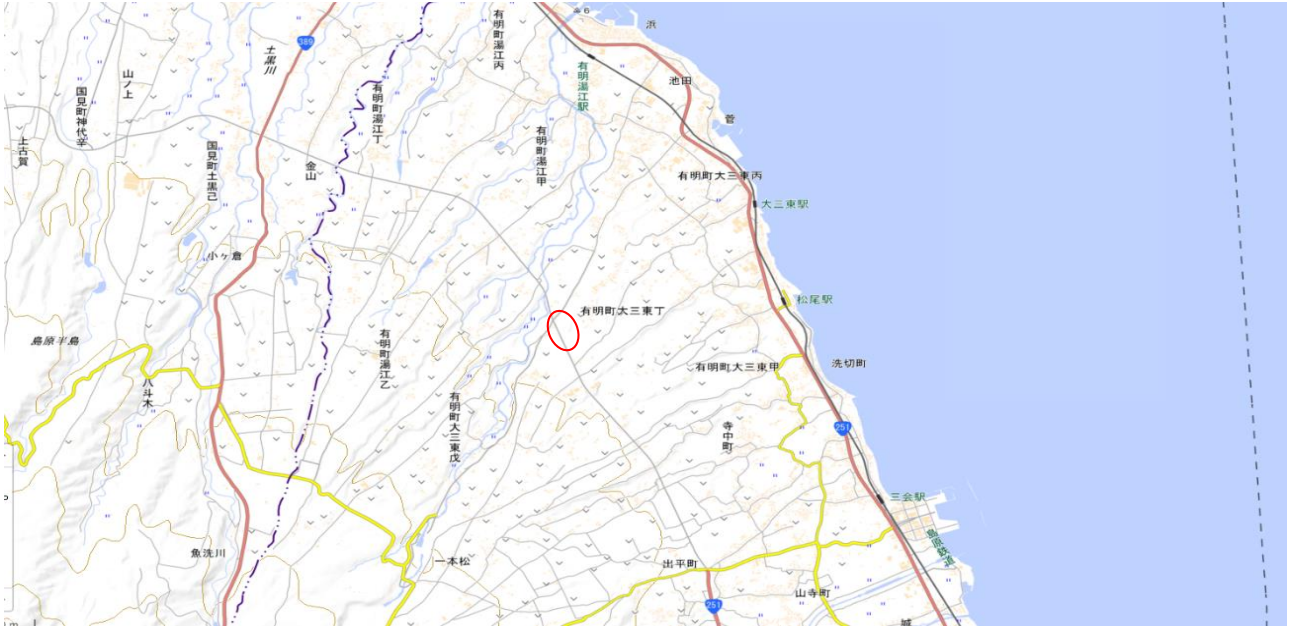


図1 擁壁撤去箇所位置図



図2 撤去箇所①現況



図3 撤去箇所②現況